



地震保険の割引制度をご存知ですか？

- 地震保険には保険の対象である建物または保険の対象である家財を収容する建物の免震・耐震性能に応じた『割引制度』があります。割引の適用可否にあたっては下記の簡易判定フローでご確認ください。
- なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となりますので、該当する割引に応じた確認資料をご用意ください。



地震保険割引の概要

割引制度		割引率	適用できる主な場合
建築年割引		10%	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財である場合
耐震等級割引	耐震等級 3	50%	登録住宅性能評価機関(注)の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅等で、耐震等級が1～3に該当する建物およびその収容家財である場合
	2	30%	
	1	10%	
免震建築物割引		50%	登録住宅性能評価機関(注)の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅等で、「免震建築物」に該当する建物およびその収容家財である場合
耐震診断割引		10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財である場合

(注)「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき登録された登録住宅性能評価機関をいいます。

地震保険割引 簡易判定フロー

(令和4年10月1日以降始期の地震保険契約の場合)

- ・下記①～④の割引は、それぞれ重複して適用することはできません。
- ・下記フローには主な確認資料を記載しています。



(注1) 建築確認申請書(写)など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

(注2) 租税特別措置法に基づき認定長期優良住宅に関する減税措置の適用を受けるための「住宅用家屋証明書」(特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り) (写)および「認定長期優良住宅建築証明書」(写)も対象となります。

(注3) 建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます)に適合している」という文言が記載されている場合に限り。

※割引の適用に関する詳しい内容は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

地震保険割引の主な確認資料と入手方法等

割引制度				確認資料名	使用(作成)目的および入手方法	手数料等 ^(注1)
建築年割引	耐震等級割引	免震建築物割引	耐震診断割引			
○	—	—	—	建物登記簿謄本(写)または登記事項証明書(写)(全部事項証明書(写))	主に建物の登記の履歴や現在の所有者を確認するために使用します。建物の管轄法務局へ申請します。	窓口申請・交付の場合:1通600円 交付請求方法により異なります。
○	—	—	—	重要事項説明書(写)	宅地建物取引業者が建物の売買・交換・賃貸借契約の際に、契約内容を説明するために使用します。家を買ったり借りたりするときに、不動産業者等から交付されます。	
—	○	○	—	建設住宅性能評価書(写)	住宅建築時や購入時などに「住宅性能表示制度」 ^(注2) をご利用された場合に登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成されます。	依頼先、診断を受ける建物の種類・規模により異なります。 目安:戸建住宅(〜200㎡) 新築住宅の場合:約10万円
—	○	○	—	認定通知書(写)	長期優良住宅の認定を受ける際に所管行政庁に申請します。	申請手数料 地方公共団体により異なります。
—	○	○	—	長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証(写)	長期優良住宅の申請前に技術的審査を依頼した場合に登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成されます。 ※令和4年2月20日の長期優良住宅認定制度改正に伴い廃止	依頼先、審査を受ける建物の種類・規模により異なります。
—	○	—	—	長期使用構造等である旨の確認書(写)	長期優良住宅の申請前に長期使用構造等確認の申請をした場合に登録住宅性能評価機関 ^(注3) により作成されます。 ※令和4年2月20日の長期優良住宅認定制度改正に伴い新設	依頼先、審査を受ける建物の種類・規模により異なります。
—	—	—	○	耐震基準適合証明書(写)	中古住宅の購入時などの住宅ローン減税等を受ける際に取得します。建築士や指定確認検査機関 ^(注4) や登録住宅性能評価機関 ^(注3) に申請します。	目安:戸建住宅 3万円〜5万円程度
—	—	—	○	住宅耐震改修証明書(写)	耐震改修を行い、所得税の減税措置を受ける際に使用します。地方公共団体に申請します。	申請手数料 地方公共団体により異なります。
—	—	—	○	固定資産税減額証明書(写)	住宅の所有者が耐震改修を行い固定資産税の減税措置を受ける際に地方公共団体等または登録住宅性能評価機関 ^(注3) に申請し建物が現行の耐震基準に適合していると認められた場合に交付されます。	
—	—	—	○	建築物の耐震診断結果報告書(写) ^(注5)	証明書の発行者(地方公共団体、建築士、指定確認検査機関 ^(注4) 、登録住宅性能評価機関 ^(注3))に耐震診断を依頼することにより、入手可能です。	依頼先、診断を受ける建物の種類・規模により異なります。 目安:木造戸建住宅(〜200㎡) 5万円〜10万円程度

(注1) 確認資料を取得するための手数料等はお客様まで負担していただきます(令和4年4月現在の参考情報です)。
(注2) 「住宅性能表示制度」とは、法律で住宅の耐火性能や耐震性能について全国一律の基準を定めて、第三者(登録住宅性能評価機関)が住宅の性能を客観的に評価する制度です。
この制度を利用した場合、登録住宅性能評価機関により建設(設計)住宅性能評価書が発行されます。
(注3) 「登録住宅性能評価機関」とは、日本住宅性能表示基準および評価方法基準に従って、客観的に住宅の評価を行う第三者機関です。平成18年(2006年)3月1日以前は「指定住宅性能評価機関」と表記されています。
(注4) 「指定確認検査機関」とは、特定行政庁の建築主事が行ってきた、建築物の確認や検査の業務ができる民間の確認検査機関です。
(注5) 「平成18年国土交通省告示第185号(平成25年国土交通省告示第1061号を含みます)」に適合している」という文言が記載されている場合に限ります。

他の保険会社から当社にご契約を切り替える場合などは、下記の書類も確認資料として使用可能です。

割引制度				確認資料名	確認資料として使用できる場合
建築年割引	耐震等級割引	免震建築物割引	耐震診断割引		
○	○ (注1)	○	○	保険証券(写) ^(注2) 保険契約証(写) ^(注2) 保険契約継続証(写) ^(注2) 異動承認書(写) ^(注2) 満期案内書類(写) ^(注2) 契約内容確認のお知らせ(写) ^(注2)	当社で契約いただく対象建物および適用する割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級)が、他の保険会社で契約している地震保険と同一の場合に、確認資料とすることができます。 ただし、「証券番号(契約を特定するための番号)」、「保険契約者」、「保険期間の始期・終期(これらを特定できる情報を含みます)」、「建物の所在地・構造」、「保険金額」および「発行する保険会社 ^(注3) 」の記載のあるものに限ります。

(注1) 耐震等級が確認できる場合に限ります。
(注2) これらの代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類(写)または電子データを含みます。
(注3) 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限ります。
・このチラシは地震保険の割引制度について説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・すまいの保険(すまいの火災保険)」等のパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。
また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。
ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター)TEL:0120-101-101 (無料)
電話受付時間 平日9:00〜18:00
土日・祝日:9:00〜17:00
(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

●ご相談・お申込先

契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(241001S) (2024年9月承認) GB22B010350